

平成 2 5 年度

設計業務等標準積算基準書（参考資料）改正資料

平成 2 6 年 3 月

改 正 理 由	技術者単価における測量上級主任技師の廃止	
改 正	現 行	備 考
<p>第1章 積算基準（参考資料）</p> <p>第1節 積算基準</p> <p>1-1 技術者の職種区分</p> <p>参考までに設計業務等における技術者の職種区分定義を下記のとおり示す。</p> <p>(1) 測量技術者 職種区分定義</p> <p>① 測量主任技師：測量士で業務全般に精通するとともに複数の業務を担当する者。また、業務の計画及び実施を担当する技術者で測量技師等を指揮、指導する者。</p> <p>② 測量技師：測量士で測量主任技師の包括的指示のもとに業務の計画、実施を担当する者。また、測量技師補又は撮影士等を指揮、指導して測量を実施する者。</p> <p>③ 測量技師補：上記以外の測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに計画に従い業務の実施を担当する者。また、測量助手を指揮、指導して測量を実施する者。</p> <p>④ 測量助手：測量技師又は測量技師補の指揮、指導のもとに測量作業における難易度の高い補助業務を担当する者。</p> <p>⑤ 操縦士：測量用写真の撮影等に使用する事業用航空機の操縦免許保有者で操縦を担当する者。</p> <p>⑥ 整備士：一等又は二等航空整備士の免許保有者で測量用写真の撮影等に使用する航空機の整備を担当する者。</p> <p>⑦ 撮影士：測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに測量用写真の撮影業務及び航空レーザ計測を担当する者。また、撮影助手を指揮、指導して撮影等を実施する者。</p> <p>⑧ 撮影助手：撮影士の指揮、指導のもとに測量用写真の撮影等の補助業務を担当する者。</p>	<p>第2章 積算基準（参考資料）</p> <p>第1節 積算基準</p> <p>1-1 技術者の職種区分</p> <p>参考までに設計業務等における技術者の職種区分定義を下記のとおり示す。</p> <p>(1) 測量技術者 職種区分定義</p> <p>① 測量上級主任技師：測量士でかつ技術士（総合技術監理部門・応用理学部門・情報工学部門・建設部門）又はこれと同等の能力を有す技術者で、特に高度な業務の計画、解析並びに技術管理等の責任者または指導的技術者。</p> <p>② 測量主任技師：測量士で業務全般に精通するとともに複数の業務を担当する者。また、業務の計画及び実施を担当する技術者で測量技師等を指揮、指導する者。</p> <p>③ 測量技師：測量士で測量上級主任技師又は測量主任技師の包括的指示のもとに業務の計画、実施を担当する者。また、測量技師補又は撮影士等を指揮、指導して測量を実施する者。</p> <p>④ 測量技師補：上記以外の測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに計画に従い業務の実施を担当する者。また、測量助手を指揮、指導して測量を実施する者。</p> <p>⑤ 測量助手：測量技師又は測量技師補の指揮、指導のもとに測量作業における難易度の高い補助業務を担当する者。</p> <p>⑥ 操縦士：測量用写真の撮影等に使用する事業用航空機の操縦免許保有者で操縦を担当する者。</p> <p>⑦ 整備士：一等又は二等航空整備士の免許保有者で測量用写真の撮影等に使用する航空機の整備を担当する者。</p> <p>⑧ 撮影士：測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに測量用写真の撮影業務及び航空レーザ計測を担当する者。また、撮影助手を指揮、指導して撮影等を実施する者。</p> <p>⑨ 撮影助手：撮影士の指揮、指導のもとに測量用写真の撮影等の補助業務を担当する者。</p>	
積算上の注意事項		

改 正 理 由	消費税率改定に伴う日当等の改正	現 行	備 考																																																																																																																																																																																					
<p>すること。</p> <p>2) 空中写真測量及び航空レーザ測量の場合は、撮影士及び撮影助手の往復交通費は、本拠飛行場から本拠飛行場に最も近い本支店等が所在する市役所までとする。なお、操縦士及び整備士の往復交通費については計上しない。</p> <p>3) 設計業務等に関する現地踏査及び地質調査業務に関する現地調査の旅費は、別途考慮する。</p> <p>(2) 現地に滞在して業務を行う場合 上記(1)の範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する必要がある場合は、各所管の「旅費取扱規則」及び「日額旅費支給規則」によるものとする。 なお、測量業務においては、滞在地から現地までのライトバン運転費は、測量業務標準歩掛の機械経費率に含まれているため、別途計上しない。</p> <p>1-3-2 旅費交通費の扱い</p> <p>(1) 旅費交通費の算定において、普通日額旅費については積算上、計上しないものとする。</p> <p>(2) 鉄道運賃等</p> <p>1) 鉄道運賃等については、その乗車に要する運賃を計上する。</p> <p>2) 複数の路線がある場合は、安い方の運賃を計上する。</p> <p>3) 特急料金等については、下記により計上するものとする。</p> <p>① 特急列車を運行している区間については、片道100km以上(乗車可能区間)であれば、特急料金を計上する。</p> <p>② 急行列車を運行している区間については、片道50km以上(乗車可能区間)であれば、急行料金を計上する。</p> <p>(3) 宿泊料(国土交通省所管旅費取扱規則及び国土交通省日額旅費支給規則による場合) 積算方法は、目的地に到着した日は普通旅費による宿泊料とし、翌日から目的地を出発する日の前日までの日数について滞日額旅費による宿泊料を計上する。</p> <p>(4) 日当(普通旅費) 日当は、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から目的地への往復に要した日数について計上する。計上する日当については、2分の1日当を原則とする。</p> <p>(5) 日当・宿泊料</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">職 種</th> <th rowspan="3">日 当</th> <th colspan="5">宿 泊 料</th> </tr> <tr> <th colspan="2">普通旅費</th> <th colspan="3">滞 在 日 額 旅 費</th> </tr> <tr> <th>甲地方</th> <th>乙地方</th> <th>30日未満</th> <th>30日以上 60日未満</th> <th>60日以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主任技術者</td> <td>2,476</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>理事・技師長、主任技師</td> <td>7,238</td> <td>12,476</td> <td>11,238</td> <td>8,752</td> <td>7,866</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>技師(A)、技師(B)、技師(C)</td> <td>2,095</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>測量主任技師、測量技師</td> <td>1,047</td> <td>10,380</td> <td>9,333</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>操縦士、整備士、撮影士</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地質調査技師</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>技術員</td> <td>1,619</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>測量技師補、測量助手</td> <td>809</td> <td>8,285</td> <td>7,428</td> <td>7,057</td> <td>6,352</td> <td>5,647</td> </tr> <tr> <td>撮影助手</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任地質調査員、地質調査員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1. 甲地方とは「国家公務員等の旅費に関する法律」に定められた地域をいう。 2. 宿泊料は「旅館に宿泊する場合」を適用している。</p>	職 種	日 当	宿 泊 料					普通旅費		滞 在 日 額 旅 費			甲地方	乙地方	30日未満	30日以上 60日未満	60日以上	主任技術者	2,476						理事・技師長、主任技師	7,238	12,476	11,238	8,752	7,866	7,000	技師(A)、技師(B)、技師(C)	2,095						測量主任技師、測量技師	1,047	10,380	9,333				操縦士、整備士、撮影士							地質調査技師							技術員	1,619						測量技師補、測量助手	809	8,285	7,428	7,057	6,352	5,647	撮影助手							主任地質調査員、地質調査員							<p>すること。</p> <p>2) 空中写真測量及び航空レーザ測量の場合は、撮影士及び撮影助手の往復交通費は、本拠飛行場から本拠飛行場に最も近い本支店等が所在する市役所までとする。なお、操縦士及び整備士の往復交通費については計上しない。</p> <p>3) 設計業務等に関する現地踏査及び地質調査業務に関する現地調査の旅費は、別途考慮する。</p> <p>(2) 現地に滞在して業務を行う場合 上記(1)の範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する必要がある場合は、各所管の「旅費取扱規則」及び「日額旅費支給規則」によるものとする。 なお、測量業務においては、滞在地から現地までのライトバン運転費は、測量業務標準歩掛の機械経費率に含まれているため、別途計上しない。</p> <p>1-3-2 旅費交通費の扱い</p> <p>(1) 旅費交通費の算定において、普通日額旅費については積算上、計上しないものとする。</p> <p>(2) 鉄道運賃等</p> <p>1) 鉄道運賃等については、その乗車に要する運賃を計上する。</p> <p>2) 複数の路線がある場合は、安い方の運賃を計上する。</p> <p>3) 特急料金等については、下記により計上するものとする。</p> <p>① 特急列車を運行している区間については、片道100km以上(乗車可能区間)であれば、特急料金を計上する。</p> <p>② 急行列車を運行している区間については、片道50km以上(乗車可能区間)であれば、急行料金を計上する。</p> <p>(3) 宿泊料(国土交通省所管旅費取扱規則及び国土交通省日額旅費支給規則による場合) 積算方法は、目的地に到着した日は普通旅費による宿泊料とし、翌日から目的地を出発する日の前日までの日数について滞日額旅費による宿泊料を計上する。</p> <p>(4) 日当(普通旅費) 日当は、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から目的地への往復に要した日数について計上する。計上する日当については、2分の1日当を原則とする。</p> <p>(5) 日当・宿泊料</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">職 種</th> <th rowspan="3">日 当</th> <th colspan="5">宿 泊 料</th> </tr> <tr> <th colspan="2">普通旅費</th> <th colspan="3">滞 在 日 額 旅 費</th> </tr> <tr> <th>甲地方</th> <th>乙地方</th> <th>30日未満</th> <th>30日以上 60日未満</th> <th>60日以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主任技術者</td> <td>2,600 (2,476)</td> <td>13,100</td> <td>11,800</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>理事・技師長、主任技師</td> <td>7,300 (7,238)</td> <td>(12,476)</td> <td>(11,238)</td> <td>9,190</td> <td>8,260</td> <td>7,350</td> </tr> <tr> <td>測量上級主任技師</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師(A)、技師(B)、技師(C)</td> <td>2,200 (2,095)</td> <td>10,900</td> <td>9,800</td> <td>(8,752)</td> <td>(7,866)</td> <td>(7,000)</td> </tr> <tr> <td>測量主任技師、測量技師</td> <td>1,100 (1,047)</td> <td>(10,380)</td> <td>(9,333)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>操縦士、整備士、撮影士</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地質調査技師</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>技術員</td> <td>1,700 (1,619)</td> <td>8,700</td> <td>7,800</td> <td>7,410</td> <td>6,670</td> <td>5,930</td> </tr> <tr> <td>測量技師補、測量助手</td> <td>850 (809)</td> <td>(8,285)</td> <td>(7,428)</td> <td>(7,057)</td> <td>(6,352)</td> <td>(5,647)</td> </tr> <tr> <td>撮影助手</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任地質調査員、地質調査員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1. 甲地方とは「国家公務員等の旅費に関する法律」に定められた地域をいう。 2. 宿泊料は「旅館に宿泊する場合」を適用している。</p>	職 種	日 当	宿 泊 料					普通旅費		滞 在 日 額 旅 費			甲地方	乙地方	30日未満	30日以上 60日未満	60日以上	主任技術者	2,600 (2,476)	13,100	11,800				理事・技師長、主任技師	7,300 (7,238)	(12,476)	(11,238)	9,190	8,260	7,350	測量上級主任技師							技師(A)、技師(B)、技師(C)	2,200 (2,095)	10,900	9,800	(8,752)	(7,866)	(7,000)	測量主任技師、測量技師	1,100 (1,047)	(10,380)	(9,333)				操縦士、整備士、撮影士							地質調査技師							技術員	1,700 (1,619)	8,700	7,800	7,410	6,670	5,930	測量技師補、測量助手	850 (809)	(8,285)	(7,428)	(7,057)	(6,352)	(5,647)	撮影助手							主任地質調査員、地質調査員						
職 種	日 当			宿 泊 料																																																																																																																																																																																				
				普通旅費		滞 在 日 額 旅 費																																																																																																																																																																																		
		甲地方	乙地方	30日未満	30日以上 60日未満	60日以上																																																																																																																																																																																		
主任技術者	2,476																																																																																																																																																																																							
理事・技師長、主任技師	7,238	12,476	11,238	8,752	7,866	7,000																																																																																																																																																																																		
技師(A)、技師(B)、技師(C)	2,095																																																																																																																																																																																							
測量主任技師、測量技師	1,047	10,380	9,333																																																																																																																																																																																					
操縦士、整備士、撮影士																																																																																																																																																																																								
地質調査技師																																																																																																																																																																																								
技術員	1,619																																																																																																																																																																																							
測量技師補、測量助手	809	8,285	7,428	7,057	6,352	5,647																																																																																																																																																																																		
撮影助手																																																																																																																																																																																								
主任地質調査員、地質調査員																																																																																																																																																																																								
職 種	日 当	宿 泊 料																																																																																																																																																																																						
		普通旅費		滞 在 日 額 旅 費																																																																																																																																																																																				
		甲地方	乙地方	30日未満	30日以上 60日未満	60日以上																																																																																																																																																																																		
主任技術者	2,600 (2,476)	13,100	11,800																																																																																																																																																																																					
理事・技師長、主任技師	7,300 (7,238)	(12,476)	(11,238)	9,190	8,260	7,350																																																																																																																																																																																		
測量上級主任技師																																																																																																																																																																																								
技師(A)、技師(B)、技師(C)	2,200 (2,095)	10,900	9,800	(8,752)	(7,866)	(7,000)																																																																																																																																																																																		
測量主任技師、測量技師	1,100 (1,047)	(10,380)	(9,333)																																																																																																																																																																																					
操縦士、整備士、撮影士																																																																																																																																																																																								
地質調査技師																																																																																																																																																																																								
技術員	1,700 (1,619)	8,700	7,800	7,410	6,670	5,930																																																																																																																																																																																		
測量技師補、測量助手	850 (809)	(8,285)	(7,428)	(7,057)	(6,352)	(5,647)																																																																																																																																																																																		
撮影助手																																																																																																																																																																																								
主任地質調査員、地質調査員																																																																																																																																																																																								
積算上の注意事項																																																																																																																																																																																								

改 正 理 由	公益法人制度改革に伴う項目の削除	
改 正	現 行	備 考
<p>第1章 積算基準（参考資料）</p> <p>第1節 積算基準</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>1-8-2 近接して発注する場合 測量業務及び地質調査業務において、近接して業務を発注する場合においても諸経費の調整は行わない</p>	<p>第1章 積算基準（参考資料）</p> <p>第1節 積算基準</p> <p>1-8-2 公益法人等に発注する場合 公益法人等に発注する場合の諸経費は、測量業務においては直接測量費（成果検定費を除く）、地質調査においては対象額（直接調査費＋間接調査費）に諸経費率を乗じて得た額の90%を限度として算定する。</p> <p>測量業務 諸経費＝直接測量費（成果検定費を除く）×諸経費率×90/100</p> <p>地質調査 諸経費＝対象額（直接調査費＋間接調査費）×諸経費率×90/100</p> <p>1-8-3 近接して発注する場合 測量業務及び地質調査業務において、近接して業務を発注する場合においても諸経費の調整は行わない</p>	
積算上の注意事項		

改正理由		橋梁詳細設計の「座標計算」「施工計画」「動的照査」の補足	
改	正	現	行
<p>第4節 橋梁設計 4-2 橋梁詳細設計 4-2-1 積算についての注意事項 (1) 1橋当りの歩掛 1) 座標計算, 施工計画, 動的照査については, 上部工, 下部工, 基礎工, 架設工を全て含んだ1橋当りの歩掛として計上する。 なお、1橋当りの歩掛には、1構造体として設計される橋梁に対して座標計算, 施工計画, 動的照査を行う為、橋種が異なる場合であっても連続高架橋は1橋分の歩掛を計上する。 また、上下線の設計を行う場合、上下線で分離していて1構造体としての連続性がなければ2橋分を計上し、横断方向に上部工上下線を1下部工が担う場合は1連続体として計上する。 2) 標準歩掛に記載している上部工橋種及び適用条件以外の場合は、別途考慮するものとする。 (例：少数主桁橋は標準歩掛に記載している上部工橋種として記載が無いため別途考慮する。)</p>	<p>第4節 橋梁設計 4-2 橋梁詳細設計 4-2-1 積算についての注意事項 (1) 1橋当りの歩掛 座標計算, 施工計画, 動的照査については, 上部工, 下部工, 基礎工, 架設工を全て含んだ1橋当りの歩掛として計上する。</p> <p style="text-align: center;">標準歩掛に記載している上部工橋種及び適用条件以外の場合は、別途考慮するものとする。 (例：少数主桁橋は標準歩掛に記載している上部工橋種として記載が無いため別途考慮する。)</p>		
積算上の注意事項			

改 正 理 由	基 準 書 内 の 記 載 (表 現) の 統 一	現 行	備 考
	改 正	現 行	備 考
	<p>第 9 節 砂防構造物設計</p> <p>9 - 1 積算例</p> <p>9 - 1 - 1 砂防堰堤予備設計</p> <p>(1) 積算条件</p> <p>1) 堰堤基数：砂防堰堤 1 基</p> <p>2) 堰堤型式及び堰堤高：予備設計にて決定する。ただし、堰堤高については H=15m 未満とする。</p> <p>3) 基礎工検討及び景観検討を行う。</p> <p>4) 現地踏査を行う。</p> <p>5) 打合せ回数：4 回（標準歩掛＝第 1 回＋中間 2 回＋成果品納入時＝4 回）</p> <p>(2) 計 算 例</p> <p>1) 堰堤予備設計 砂防堰堤予備設計標準歩掛を用いる（標準歩掛には基礎工検討及び景観検討を含んでいる）。</p> <p style="margin-left: 20px;">〔 標準歩掛 〕 = 堰堤予備設計歩掛 ……①</p> <p>2) 現地踏査 (注) 1. により計上する。……②</p> <p>3) 打合せ協議 表 1 4. 1 打合せ協議標準歩掛を用いる。</p> <p style="margin-left: 20px;">〔 標準歩掛 〕 = 打合せ協議歩掛 ……③</p> <p>4) 設計歩掛</p> <p style="margin-left: 20px;">設計歩掛 = ① + ② + ③</p> <p>9 - 1 - 2 重力式（不透過型）砂防堰堤詳細設計</p> <p>(1) 積算条件</p> <p>1) 堰堤型式：重力式（不透過型）砂防堰堤</p> <p>2) 堰堤基数：1 基</p> <p>3) 堰堤高：14.0 m</p> <p>4) 前庭工：副堰堤工，水叩き工，側壁護岸工，床固工</p> <p>5) 基礎工設計及び景観設計を行う。</p> <p>6) 打合せ回数：6 回（標準歩掛＝第 1 回＋中間 3 回＋成果品納入時＝5 回）＋中間 1 回</p> <p>(2) 計 算 例</p> <p>1) 砂防堰堤詳細設計 現地踏査については，(注) 2. により計上する。</p> <p style="margin-left: 20px;">〔 標準歩掛 + 現地踏査 〕 = 砂防堰堤詳細設計歩掛 ……①</p> <p>2) 打合せ協議 表 1 4. 3 打合せ協議標準歩掛に中間打合せを 1 回分の人員を加算する。</p> <p style="margin-left: 20px;">〔 標準歩掛 + 中間打合せ 1 回の人員数 〕 = 打合せ協議歩掛 ……②</p> <p>3) 設計歩掛</p> <p style="margin-left: 20px;">設計歩掛 = ① + ②</p>	<p>第 9 節 砂防構造物設計</p> <p>9 - 1 積算例</p> <p>9 - 1 - 1 砂防えん堤予備設計</p> <p>(1) 積算条件</p> <p>1) えん堤基数：砂防えん堤 1 基</p> <p>2) えん堤型式及びえん堤高：予備設計にて決定する。ただし、えん堤高については H=15m 未満とする。</p> <p>3) 基礎工検討及び景観検討を行う。</p> <p>4) 現地踏査を行う。</p> <p>5) 打合せ回数：4 回（標準歩掛＝第 1 回＋中間 2 回＋成果品納入時＝4 回）</p> <p>(2) 計 算 例</p> <p>1) えん堤予備設計 砂防えん堤予備設計標準歩掛を用いる（標準歩掛には基礎工検討及び景観検討を含んでいる）。</p> <p style="margin-left: 20px;">〔 標準歩掛 〕 = えん堤予備設計歩掛 ……①</p> <p>2) 現地踏査 (注) 1. により計上する。……②</p> <p>3) 打合せ協議 表 1 4. 1 打合せ協議標準歩掛を用いる。</p> <p style="margin-left: 20px;">〔 標準歩掛 〕 = 打合せ協議歩掛 ……③</p> <p>4) 設計歩掛</p> <p style="margin-left: 20px;">設計歩掛 = ① + ② + ③</p> <p>9 - 1 - 2 重力式（不透過型）砂防えん堤詳細設計</p> <p>(1) 積算条件</p> <p>1) えん堤型式：重力式（不透過型）砂防えん堤</p> <p>2) えん堤基数：1 基</p> <p>3) えん堤高：14.0 m</p> <p>4) 前庭工：副えん堤工，水叩き工，側壁護岸工，床固工</p> <p>5) 基礎工設計及び景観設計を行う。</p> <p>6) 打合せ回数：6 回（標準歩掛＝第 1 回＋中間 3 回＋成果品納入時＝5 回）＋中間 1 回</p> <p>(2) 計 算 例</p> <p>1) 砂防えん堤詳細設計 現地踏査については，(注) 2. により計上する。</p> <p style="margin-left: 20px;">〔 標準歩掛 + 現地踏査 〕 = 砂防えん堤詳細設計歩掛 ……①</p> <p>2) 打合せ協議 表 1 4. 3 打合せ協議標準歩掛に中間打合せを 1 回分の人員を加算する。</p> <p style="margin-left: 20px;">〔 標準歩掛 + 中間打合せ 1 回の人員数 〕 = 打合せ協議歩掛 ……②</p> <p>3) 設計歩掛</p> <p style="margin-left: 20px;">設計歩掛 = ① + ②</p>	文字修正
積算上の注意事項			

改 正 理 由	基準書内の記載（表現）の統一	
改 正	現 行	備 考
<p>9-1-3 重力式（透過型）砂防堰堤詳細設計</p> <p>(1) 積算条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 堰堤型式：重力式透過型砂防堰堤（スリット部：鋼製） 2) 堰堤基数：2基 3) 堰堤高：10.0 m（2基共通） 4) 基礎工設計を行う。 5) 前庭工：副堰堤工，水叩き工 6) 打合せ回数：5回（標準歩掛＝第1回＋中間3回＋成果品納入時＝5回） <p>(2) 計 算 例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 重力式透過型砂防堰堤詳細設計 15 m以下の重力式砂防堰堤1基当りの標準歩掛を用いる，標準歩掛から工種に該当しない側壁護岸工及び景観設計の人員を控除する。 <p>[標準歩掛 - 側壁護岸工人員＋景観検討人員] = 1基当り歩掛 ……①</p> <ol style="list-style-type: none"> 2) 2基設計の割増し 表14.2から複数堰堤の割増しを行う。※ <p>[1基当り歩掛 × 1.80] = 2基当り歩掛 ……②</p> <p>※ 一つの流域等に複数の堰堤を配置する場合で，現場条件が同等と考えられる場合には，2基目以降を類似構造物とし「表14.2 歩掛の補正」を適用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3) 現地踏査 (注)2.により計上する。……③ 4) 打合せ協議 表14.3打合せ協議標準歩掛を用いる。 <p>[標準歩掛] = 打合せ協議歩掛 ……④</p> <ol style="list-style-type: none"> 5) 設計歩掛 <p>設計歩掛 = ②＋③＋④</p>	<p>9-1-3 重力式（透過型）砂防えん堤詳細設計</p> <p>(1) 積算条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) えん堤型式：重力式透過型砂防えん堤（スリット部：鋼製） 2) えん堤基数：2基 3) えん堤高：10.0 m（2基共通） 4) 基礎工設計を行う。 5) 前庭工：副えん堤工，水叩き工 6) 打合せ回数：5回（標準歩掛＝第1回＋中間3回＋成果品納入時＝5回） <p>(2) 計 算 例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 重力式透過型砂防えん堤詳細設計 15 m以下の重力式砂防えん堤1基当りの標準歩掛を用いる，標準歩掛から工種に該当しない側壁護岸工及び景観設計の人員を控除する。 <p>[標準歩掛 - 側壁護岸工人員＋景観検討人員] = 1基当り歩掛 ……①</p> <ol style="list-style-type: none"> 2) 2基設計の割増し 表14.2から複数えん堤の割増しを行う。※ <p>[1基当り歩掛 × 1.80] = 2基当り歩掛 ……②</p> <p>※ 一つの流域等に複数のえん堤を配置する場合で，現場条件が同等と考えられる場合には，2基目以降を類似構造物とし「表14.2 歩掛の補正」を適用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3) 現地踏査 (注)2.により計上する。……③ 4) 打合せ協議 表14.3打合せ協議標準歩掛を用いる。 <p>[標準歩掛] = 打合せ協議歩掛 ……④</p> <ol style="list-style-type: none"> 5) 設計歩掛 <p>設計歩掛 = ②＋③＋④</p>	
積算上の注意事項		

改 正 理 由	基準書内の数値基準の統一	
改 正	現 行	備 考
<p>9-1-4 流路工詳細設計</p> <p>(1) 積算条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 流路工延長：800 m 2) 流路工幅：50 m 3) 横工基数：床固工 H = 4.0 m 5基 H = 3.0 m 4基 帯工 7基 4) 附属施設：取水工・排水工 3ヶ所 5) 管理用道路・景観設計を行う。 6) 予備設計は既に完了しているものとする。 7) 打合せ回数：5回（標準歩掛＝第1回＋中間2回＋成果品納入時＝4回）＋中間1回 <p>(2) 計算例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 流路工詳細設計 $[\text{標準歩掛 (床固工・帯工を除く)}] = \text{歩掛 1}$ <p>表 1 4 . 8 により 歩掛 1 に流路工延長による補正を行う。</p> $[\text{歩掛 1} \times (0.07 \times 800 + 82.5\% = 139\%)] = \text{歩掛 2}$ <p style="text-align: center; background-color: yellow;">パーセント表示の小数点以下四捨五入</p> <p>表 1 4 . 1 0 により 歩掛 2 に床固工及び帯工を基数分計上する。</p> $[\text{歩掛 2} + \text{表 14.10 床固工 9 基} + \text{表 14.10 帯工 7 基}] = \text{流路工詳細設計歩掛} \dots\dots①$ <p>(床固工歩掛×(1+(9-1)×0.23=2.84)) + (帯工歩掛×(1+(7-1)×0.23=2.38))</p> 2) 管理用道路・景観設計による加算 表 1 4 . 9 により、管理用道路・景観設計を計上する。 $\text{管理用道路・景観設計歩掛} \dots\dots②$ 3) 附属施設による加算 表 1 4 . 1 1 附属施設による加算歩掛の取水工・排水工 3ヶ所計上する。 $[\text{表 14.11 取水・排水工歩掛} \times (1+(3-1) \times 0.26=1.52)] = \text{附属施設設計歩掛} \dots\dots③$ 4) 現地踏査 標準歩掛 (注) 2. により計上する。……④ 5) 打合せ協議 表 1 4 . 1 2 打合せ協議標準歩掛に中間打合せ 1 回分の人員を加算する。 $[\text{標準歩掛} + \text{中間打合せ 1 回の人員数}] = \text{打合せ協議歩掛} \dots\dots⑤$ 6) 設計歩掛 $\text{設計歩掛} = ① + ② + ③ + ④ + ⑤$ 	<p>9-1-4 流路工詳細設計</p> <p>(1) 積算条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 流路工延長：800 m 2) 流路工幅：50 m 3) 横工基数：床固工 H = 4.0 m 5基 H = 3.0 m 4基 帯工 7基 4) 附属施設：取水工・排水工 3ヶ所 5) 管理用道路・景観設計を行う。 6) 予備設計は既に完了しているものとする。 7) 打合せ回数：5回（標準歩掛＝第1回＋中間2回＋成果品納入時＝4回）＋中間1回 <p>(2) 計算例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 流路工詳細設計 $[\text{標準歩掛 (床固工・帯工を除く)}] = \text{歩掛 1}$ <p>表 1 4 . 8 により 歩掛 1 に流路工延長による補正を行う。</p> $[\text{歩掛 1} \times (0.07 \times 800 + 82.5\% = 139\%)] = \text{歩掛 2}$ <p style="text-align: center; background-color: yellow;">小数点以下四捨五入</p> <p>(以下変更なし)</p> 	<p>数値基準修正</p>
<p>積算上の注意事項</p>		